

# こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2022年4月1日  
発行所  
オールフォーワングループ

国松司法書士法人  
行政書士国松偉公子事務所  
オールフォーワン土地家屋調査士事務所  
〒1850021  
東京都国分寺市南町三丁目22番2号  
ゼルコパビル4階  
TEL0423000255 fax0423000256  
office@kunimatu.jp

春は出会いと別れがあり、新年度ということもあって気持ちが改まりますね。皆さまいかがお過ごしでしょうか。今回は成年後見制度の歴史を紐解いてみました。

私の司法書士事務所開業（ちょうど22年前）と全く同時期に、現在の成年後見制度がスタートしました。運命の出会いですね。それ以前からあった旧制度の説明は、今回の本文にゆだねるとして、禁治産者、準禁治産者、という呼び名がなんとなくしっくりこない、と私は司法書士の受験生だったころずっと思っていました。その中でも目を見張るのは、今の成年後見制度には引き継がれなかった、浪費癖のある人を「準禁治産者」というくりに入れていたという点です。

「うちの息子、浪費癖があるから財産を持たせたくないんですが、どうしたらいいでしょうか」というご相談は今でもしばしばあります。昔なら準禁治産者の制度を使えたのに、と思うのですが、今は「取引は自己責任で」という考え方のもと、他の手立てを考えるしかありません。

親の側としては遺言書作成や家族信託など、他の制度を駆使して浪費癖のある家族と向き合っていかなければならぬのです。

## IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

後見制度がスタートする前はどのような対応がされて居たのでしょうか。気になりませんか？後見制度の現在に至るまでのことや成年後見制度の定義とは？について今回はお話したいと思います。

### ～成年後見制度の定義とは～

「知的障害者・精神障害者・認知症の高齢者など、判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の財産管理などを支援する制度。」です。民法の一部改正など法整備により2000年（平成12）から実施されました。実は、これ以前にも後見制度にあたるものがありました。

※**禁治産者・準禁治産制度**というものです。



IKUKO

**禁治産者：キンチサンシャ／準禁治産者：ジュンキンチサンシャ??** 禁治産者・準禁治産者制度とは旧民法下で定められ、明治31年から現在の成年後見制度ができるまで約100年続いた制度です。「財産を治める能力の無い人」という考え方からできました。禁治産者は現在の成年被後見人にあたり、準禁治産者は被保佐人にあたります。禁治産者は、精神上的の障害等によって判断能力が基本的になく、財産管理ができない人として、家庭裁判所で後見人を付けられました。

### ～現在の制度との大きな違いは～

1、禁治産者・準禁治産制度の時代は禁治産者であることが**戸籍に記載されていました**。この**戸籍に載ることが差別的であるという声が多くありました**。現在の成年後見制度では戸籍には一切載りません。

2、**なんと！**準禁治産者には**浪費癖のある人もその宣告がされていました**。浪費家も家の財産を失ってしまう可能性が高いので、家族から「この人に財産管理をさせないでください」という申立てで準禁治産者とされていました。！！現在では浪費家という理由だけでは成年後見制度の利用はできません！！

3、旧制度では、**補助人にあたる制度がありませんでした**。軽度の知的障害や認知症の方のようにある程度は自分で出来るけれど、難しい契約などは出来ない方への法的サポートはありませんでした。禁治産者・準禁治産制度は障害や認知症が重い人しか利用のできない制度でした。現在は軽い障害の方でも補助人を付けることができ、難しい契約などの同意をしてもらうことや、代理人になってもらうことができます。

YouTube

国松偉公子の  
相続相談室  
(\*^o^\*)



★LINE★

国松司法書士法人  
新アカウントで  
きました！！  
どうぞよろしく

☆



成年後見制度施行前に上記の宣告を受けている方は、それぞれ「成年被後見人」「被保佐人」とみなされます。だからといって、施行後に自動的に宣告されたことが消え、戸籍に記されなくなるという訳ではありません。戸籍の記載を後見登記等ファイルに移すためには、法務局へ「**移行の登記を申請する必要があります**。この申請により登記が完了すると「禁治産者宣告」の記載のない戸籍に再製されることとなります。施行後でも宣告を受けた旨の権限は有効なものなので、その申請をしないと！！そのまま戸籍に記載が残る！！ということになります。実際に記載のある戸籍は、あまりお見かけしたことはありません。

**ただし、浪費者等心神耕弱以外を原因とする準禁治産者は移行の対象外(なのでそのまま)です。**

現代でも浪費家？なんて、かなり存在するのでは？と考えるとちょっとドキドキします。

う～ん((+\_+))後見についての深～い話は、まだまだ隠れていそうです。